

4 通知



教 体 第 2 4 2 号
平成 2 8 年 9 月 5 日

(公文書扱)
各市町村教育委員会
学校体育主管課長 殿

奈良県教育委員会事務局
保健体育課長

体育活動の安全な実施について（通知）

平素は、本県教育、とりわけ学校体育・スポーツの推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記について、これまで県教育委員会では、通知及び研修会等を通して注意喚起を図るとともに、各市町村教育委員会及び各学校・園においては、事故防止のため職員研修を実施するなど御尽力をいただいているところと存じます。

さて、二学期には各学校・園において、運動会・体育大会、球技大会、マラソン大会等の体育活動を多く計画されていることと存じますが、昨年来、運動会・体育大会で実施される組体操については、本県の状況を調査・集約・結果周知するとともに、事故防止について注意喚起を図ってきました。本年度に入ってから、スポーツ庁政策課学校体育室からの事務連絡を踏まえ、「組体操の安全な実施について（通知）」にて、県教育委員会としての考え方を示しました。また、熱中症事故の防止についても、通知文を発出して注意喚起してきたところです。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校・園において、下記の通知等を参考として、特に組体操及び熱中症による事故防止に十分留意され、児童生徒等の安全確保を第一とした体育活動の実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、平成 2 8 年度の運動会・体育大会における組体操の実施状況について、二学期末を目途に全県調査を実施する予定ですので、調査の際には御協力いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、管内の各学校・園に周知いただきますようお願いいたします。

記

【参考通知等】

「組体操等による事故の防止について」

(平成 2 8 年 3 月 2 5 日付けスポーツ庁事務連絡)

「組体操の安全な実施について（通知）」

(平成 2 8 年 4 月 1 8 日付け教体第 4 0 号)

「熱中症事故等の防止の徹底について（通知）」

(平成 2 8 年 8 月 1 8 日付け教体第 2 2 6 号)

〒630-8502

奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育係

TEL 0742-27-9861 FAX 0742-22-3995

Email:kodomo-tairyoku@office.pref.nara.lg.jp



教 体 第 2 9 0 号
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

(公文書扱)

各市町村教育委員会
学校体育主管課長 殿

奈良県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

学校における体育活動中（運動部活動を含む）の事故防止等について

平素は、本県教育、とりわけ学校体育・スポーツの推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記について、別添写しのとおりスポーツ庁政策課学校体育室より事務連絡がありました。

学校における体育活動中の事故防止については、平素より適切に対応いただいているところですが、本通知と併せて下記通知についても周知徹底を図り、児童生徒等の安全確保を第一とした体育活動の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、管内の各学校・園に周知いただきますようお願いいたします。

記

「体育活動の安全な実施について（通知）」

平成 2 8 年 9 月 5 日付け教体第 2 4 2 号

「学校における体育活動中の事故防止等について」

平成 2 7 年 6 月 2 2 日付け教体第 1 7 5 号

〒630-8502

奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育係 健康・安全教育係

TEL 0742-27-9861 FAX 0742-22-3995

Email:kodomo-tairyoku@office.pref.nara.lg.jp



事務連絡
平成28年9月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成27年6月8日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、今年度から新たに導入された「学校事故対応に関する指針」等に基づく報告によると、これまでのところ学校における体育活動中の重大事故が別添のとおり発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

ついては、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の「学校における体育活動中の事故防止等について」に添付されています参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会、所管および所轄の学校に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動にかかわるすべての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、柔道事故に関しましては、（公財）全日本柔道連盟から平成28年7月28日に都道府県柔道連盟（協会）あてに発出されています「重大事故発生と事故防止の啓発活動に関するお願い」（別紙）の《柔道事故に関する注意喚起》も確認するようにしてください。

【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 指導係
電話 03-5253-4111（代表） 内線 2674

平成28年度に発生した学校体育活動中の重大事故

発生月	都道府県 指定都市名	校種	活動内容	事故の状況及び被害の内容
4月	宮城県	高校	部活動 (柔道)	試合練習中、相手と倒れ込んだ。 脊髄損傷等で死亡。
4～ 5月	東京都	小学校 中学校	体育的行事 (組体操)	同じ学校で組体操の練習中、落下により骨折 等、3件発生。
5月	群馬県	中学校	部活動 (柔道)	約束練習中、大外刈りを受け、頭を打った。 急性硬膜下血腫で意識不明。
7月	東京都	高校	授業 (水泳)	スタートの練習の際、頭をプールの底に打ち つけた。頸椎骨折および頭髄損傷。
8月	埼玉県	高校	部活動 (野球)	練習試合中、落雷を受けた。 一時心肺停止。その後、意識不明。
8月	栃木県	中学校	部活 (柔道)	投げ込み練習中、大外刈りを受け、頭を打っ た。外傷性くも膜下出血で一時意識不明。
8月	奈良県	中学校	部活動 (ハンドボール部)	ランニング後に倒れた。 熱中症により死亡。
8月	宮城県	高校	授業 (水泳)	水球の要素を取り入れたゲーム中、仰向けで 沈んでいた。一時意識不明。

都道府県柔道連盟（協会）
安全指導員 各位

重大事故総合対策委員会
委員長 野瀬清喜
(公印略)

重大事故発生と事故防止の啓発活動に関するお願い

平素より、当委員会の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は中学生、高校生による頭部打撲、熱中症による死亡事故が 2 件、後遺障害が残る頭部打撲、頭髄損傷が 2 件、計 4 件の重大事故が発生いたしました。

本年は 7 月 5 日の時点で高校生の頭髄損傷による死亡事故、中学生の頭部打撲による重大事故、45 歳男性の頭部打撲による死亡事故の 3 件の事故が発生しております。

武道必修化を受けて「柔道の重大事故対策」による成果で、平成 24 年から平成 26 年の 3 年間は死亡事故ゼロ、その他の重大事故も激減いたしました。

しかし、昨年から続く重大事故の多発は看過できる状況ではありません。また、この 2 年間の重大事故には、以下に挙げるような柔道固有の問題点が含まれております。

どうか、各委員会・各県の皆様には、開催される全ての大会、行事において事故防止の啓発活動を心よりお願い申し上げます。

「柔道事故、脳震盪、頸椎の怪我が多発しています。」

《柔道事故に関する注意喚起》

- 1 柔道事故の頭部打撲は、大外刈によるものが多く、乱取のみでなく、約束練習でも起きている。(初心者には大外刈りの投げ込みを受けさせない)
- 2 体格差や技能差が大きい場合は特に注意が必要である。
- 3 中学校 1 年生、高校 1 年生の初心者が頭部打撲による障害を負うことが多い。
- 4 熱中症を予防するために、WBGT 計(熱中症指数)を全ての道場に設置し、尿の色のチェック表をトイレ等に掲示していただきたい。
- 5 無理な巻き込み技や頸椎を損傷する可能性のある危険な技をかけないよう指導を徹底していただきたい。
- 6 全柔連発行の「事故防止のための掲示資料」、「柔道の安全指導(第四版)」、「大外刈による事故や怪我を防ぐために(段階的指導手順例)」に再度、眼を通していただきたい。

「元気に家を出た子どもたちの安全を守り、無事に家に帰すのは柔道指導者の義務です」



教体第83号
平成28年5月11日

(公文書扱)
各市町村教育委員会教育長 } 殿
各 県 立 学 校 長 }

奈良県教育委員会事務局
保健体育課長

水泳等の事故防止について（通知）

平素より、各学校（園）における安全教育、安全管理について、御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、例年、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により、依然として多くの犠牲者が出ています。今夏においても水泳等の事故防止のため、関係機関等と連携し安全の確保に取り組む必要があります。

つきましては、スポーツ庁次長通知（別添写し）にある留意事項及び「プールの安全標準指針」（別添3）を参考とされ、学校（園）や地域の実情に即した適切な措置の徹底、並びにプールの施設・設備については、衛生管理に対する十分な御配慮をお願いします。

また、各学校におかれては、事故防止のための安全確保及び対応について、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」を留意されるとともに、下記の資料等を参考として、児童生徒等の健康観察、水泳プールの安全指導及び安全管理の徹底を一層図られるようお願いします。

なお、各市町村教育委員会におきましては、貴管内の各学校（園）に対して周知を図るとともに、適切な指導を行っていただきますよう、よろしくをお願いします。

記

資 料

- 1 「平成28年度 学校体育必携」（平成28年5月 奈良県教育委員会）
- 2 『『学校安全』指導の手引』（平成17年3月 奈良県教育委員会）
- 3 「学校における水泳プールの保健衛生管理」（平成21年5月 日本学校保健会）
- 4 「学校における水泳事故防止必携〔新訂二版〕」
（平成18年6月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 5 「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引〔三訂版〕」
（平成26年3月 文部科学省）
- 6 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
〔<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3imbBZpfb1ZpdankuUGAZsFhsX>〕
（平成26年3月 文部科学省）

奈良県教育委員会事務局 保健体育課
学校体育係
電 話 0742-27-9861
健康・安全教育係
電 話 0742-27-9862



教 体 第 1 1 3 号
教 支 第 9 7 号
平 成 2 8 年 5 月 3 1 日

(公文書扱)
各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

学校におけるプール事故の防止について（通知）

平成24年8月に県立軟傍高等学校のプールで発生した事故に係る国家賠償請求事件において、本年4月28日に奈良地方裁判所から、県に対して、損害賠償を命じる判決が出された。その内容は、『本件プールは、「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」の要求する水深が確保されておらず、飛び込みを禁止する措置などが講じられることもなかった。したがって本件プールは、飛び込みを行って使用するプールとして通常有すべき安全性を欠いたものであり、設置又は管理の瑕疵があった。』というものである。

本事故は、夏期休業中の水泳部の活動に当該学校の卒業生が参加した際に発生した事故であり、当時大学2年生の女子学生が、プールに設置されている飛び込み台の横からプールに飛び込み、底面に頭部を衝突させ頸髄損傷の怪我を負ったものである。

県教育委員会では、これまでの学校におけるプール事故防止の取組に加えて、本判決を受け、プールを使用している全ての県立高等学校のプールサイド等にプールの安全管理に係る看板を設置するとともに、「学校体育担当者会議」（5月11日開催）及び「水泳プール安全衛生管理講習会」（5月13日開催）において、安全管理の遵守について注意喚起し、飛び込み事故の再発防止を図っているところである。

については、今後も、学校のプールにおける事故防止を図るため、下記の点に留意し体育授業及び部活動での水泳指導における安全管理及び安全指導等に学校組織全体で取り組まれない。

記

1. 学校における水泳指導の際には、校長の責任の下で組織的な指導体制及び危機管理体制を構築し、児童生徒等の安全確保が最優先に行なわれるよう配慮すること。
2. 学校における水泳授業での飛び込みによるスタートの指導は、原則として行わないこと。
3. 水泳の部活動におけるスタートの指導においては、プールの水深及び水面からスタート台の高さを十分に確認し、「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（平成17年7月（財）日本水泳連盟）に沿って、生徒の水泳技能の習熟度を考慮し段階的に指導すること。
4. 以下の通知及び資料等を参考として、安全管理、安全指導及び衛生管理の徹底を図ること。

○通知

学校における体育活動中の事故防止等について

平成27年6月22日付け教体第175号

水泳等の事故防止について（通知）

平成28年5月11日付け教体第 83号

○資料等

- 1 「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」
(平成17年7月 (財) 日本水泳連盟)
- 2 「平成28年度 学校体育必携」 (平成28年5月 奈良県教育委員会)
- 3 「学校における水泳プールの保健衛生管理」(平成21年5月 日本学校保健会)
- 4 「学校における水泳事故防止必携〔新訂二版〕」
(平成18年6月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 5 「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引〔三訂版〕」
(平成26年3月 文部科学省)
- 6 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
(平成26年3月 文部科学省)
- 7 「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省、国土交通省)

〒630-8502

奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育係

TEL 0742-27-9861 FAX 0742-22-3995

Email:kodomo-tairyoku@office.pref.nara.lg.jp



教体第 99 号
平成 28 年 5 月 24 日

〈公文書扱〉
各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
保健体育課長

熱中症事故の防止について（依頼）

平素は、各学校（園）における安全教育、安全管理について、御尽力を賜り感謝申し上げます。

標記につきまして、別添写しのとおり、文部科学省から依頼がありました。

学校の管理下における熱中症事故は依然として多く発生しており、本県においても平成 27 年度中には 131 件の発生報告がありました。その多くが体育・スポーツ活動によるものでしたが、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中、登下校（園）中においても発生していること、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故防止のための適切な措置を講ずる必要があります。

つきましては、下記の関連資料・情報及び別添写しに記載の【参考資料】等を参照いただき、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるとともに、あわせて、熱中症による救急搬送者数や死亡者数の増加する 7 月を「熱中症予防強化月間」として定めた政府の趣旨を踏まえ、熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

また、各学校（園）において熱中症が発生した場合（すでに熱中症が発生している場合も含む）は、各市町村教育委員会への報告とともに、県教育委員会保健体育課に対しては「別紙様式」により随時 FAX（0742-22-3995）にて連絡をお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、これらのことについて、貴所管の各学校（園）に対し、周知されるようお願いいたします。

記

関連資料・情報

- (1) 「平成 28 年度 学校体育必携」（奈良県教育委員会事務局 保健体育課 発刊）
- (2) 「熱中症から身を守るために」（気象庁ホームページポータルサイト）
〔 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html> 〕

奈良県教育委員会事務局 保健体育課 健康・安全教育係（担当：小角） 電 話 0742-27-9862 F A X 0742-22-3995
--



教体第183号
平成28年7月6日

〈公文書扱〉
各市町村教育委員会教育長 } 股
各 県 立 学 校 長 }

奈良県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

熱中症事故の防止について（通知）

平素は、各学校（園）における安全教育、安全管理について御尽力を賜り感謝申し上げます。

標記のことについては、これまでも「熱中症事故の防止について（通知）」（平成28年5月24日付け教体第99号）及び熱中症予防対策に関する啓発資料等の提供などにより、注意喚起を行ってきたところです。

さて、7月に入るとともに、暑さが急激に増したことから、全国各地では熱中症発生による救急搬送の状況が多数報告されています。また、本県においても、各学校（園）における熱中症の発生が、例年、7月中に最も多く報告されている傾向があります。

学校の管理下における熱中症は、様々な活動で発生しますが、その多くが体育・スポーツ活動により発症しています。特に、これから梅雨明けを迎え、本格的な暑さに変わるこの時期は、熱中症が多く発生する傾向があることを踏まえ、気温・湿度など環境条件に配慮した活動とすることや、児童生徒等への健康観察など健康管理の徹底に努め、事故発生に細心の注意を払う必要があります。

つきましては、下記の点に留意して熱中症に対する事故防止の徹底に努めていただくようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、このことについて、貴管内の各学校（園）に対して、周知徹底をされるようお願いいたします。

記

《留意点》

- 1 熱中症は、未然に防止できることや、児童生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で、指導に当たること。
- 2 適切な水分補給（食塩水、スポーツ飲料等）をするよう指導すること。水分補給は活動前よりもより、活動中や活動後にも適宜水分や塩分の補給ができるように環境を整えること。
- 3 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温・湿度、活動内容・場所

等の環境条件を十分に把握するとともに、その日の暑さや身体活動の強度に合わせた計画的かつこまめな休憩時間を設定・指示すること。

※ 長時間にわたる活動や激しい運動を行うときは、目安として「30分程度に1回」の休憩時間を確保し、その際、あわせて水分補給も十分に行わせること。

- 4 活動前や活動中には健康観察を行い、体調が悪い時（下痢、発熱、疲労、睡眠不足等）は無理をさせないこと。また、活動中の児童生徒等の様子を注視する中で、一人でも体調を崩す児童生徒等が見受けられた際は、活動の中止を見据えた計画の見直しの検討を含め、無理に活動せず、自粛するなどの適切な判断をすること。
- 5 意識が正常でない、応答が鈍い、言動がおかしいなど、重症度Ⅱ度及びⅢ度の症状が疑われる場合には、すぐに救急車を要請するとともに、速やかに適切な処置を施すこと。
- 6 職員会議・職員研修等の機会を通じて、全ての教職員の熱中症予防に対する意識の高揚を図るとともに、各学校（園）における熱中症予防の取組並びに万が一発生した場合における初動体制について、組織的に対応できるよう必ず共通理解を図ること。

奈良県教育委員会事務局 保健体育課 健康・安全教育係（担当：小角） 電 話 0742-27-9862 F A X 0742-22-3995
--



事 務 連 絡
平成28年 7月14日

(公文書扱)

各市町村教育委員会学校安全主管課 }
各 県 立 学 校 } 御中

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 健康・安全教育係

熱中症事故の防止について

標記のことについては、平成28年7月6日付け教体第183号でも既に通知したところですが、このたび、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より別添写しのとおり事務連絡がありました。

7月以降、連日猛暑が続いており、奈良県においても全国各地同様、熱中症による救急搬送数がこのところ急増しているところです。

各学校（園）におかれましては、7月を「熱中症予防強化月間」として定めるとした政府の趣旨を踏まえた上、引き続き、熱中症の予防の取組を推進していただくとともに、これからの夏期長期休業を前に、再度、児童生徒等への注意喚起について御配慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、各市町村教育委員会学校安全主管課においては、管内の学校（園）に対し周知されるようお願いいたします。

奈良県教育委員会事務局保健体育課	
健康・安全教育係（担当：小角）	
電 話	0742-27-9862
F A X	0742-22-3995



教体第227号
平成28年8月18日

(公文書扱)
各 県 立 学 校 長 殿

奈良県教育委員会教育長

熱中症事故等の防止の徹底について(通知)

平素は、本県教育の充実・推進に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

平成28年8月16日(火)、県内公立中学校の運動部活動の練習中において、1年生の男子生徒が熱中症により病院に搬送され、17日(水)未明に死亡するという事案が発生した。

熱中症事故の防止については、今年度においても「熱中症の事故防止について(通知)」(平成28年5月24日付け教体第99号)、同題(平成28年7月6日付け教体第183号)及び同題(平成28年7月14日付け事務連絡)による通知を繰り返し行うとともに、各種研修会等において、注意喚起に努めてきたところであるだけに、今回の事案は、県教育委員会としても非常に重く受け止めている。

については、現在、活動中及び計画中の運動部活動等について、水分補強や休憩のあり方などの熱中症対策が万全になされているかの再点検を行い、事故防止の徹底を期されたい。

加えて、2学期以降の教育活動、特に体育的行事や文化的行事等について、熱中症や食中毒に対する対策及び緊急時の体制等を十分に踏まえた実施計画を再点検し、計画的かつ継続的な健康管理並びに安全管理の徹底を図られたい。

また、スポーツ庁政策課学校体育室及び文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添(写)のとおり通知がありましたので、通知の内容を御確認いただきますよう併せてお願いします。

【担 当 課】

奈良県教育委員会事務局保健体育課
健 康 ・ 安 全 教 育 係
TEL 0742-27-9862
FAX 0742-22-3995

VI おわりに

体育・スポーツ活動中の事故防止にむけて

近年、子どもを取り巻く生活環境やライフスタイル等が大きく変化してきました。これにより、心の健康や生活習慣に関わる問題、犯罪被害や交通事故、学校管理下の事故や自然災害の度重なる発生など、子どもの心身の健康や安全、食習慣に関する多くの課題が顕在化する昨今ですが、適切な保健・安全管理の実行と学校における健康・安全に関する指導の充実等により、生涯にわたる子どもたち自身の知識や対応力の基礎を培い、長い時間を過ごす学校という場で、健康・安全を一体と捉えながら健康教育を推進していくことが、より一層求められています。

学校安全の分野においては、全国的に見ると学校における体育活動中の重大事故が多く発生している状況にあり、本県においても、これまでに重大事故が発生しています。

この度、このような現状を踏まえ、県教育委員会は、「学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会」を設置し、大学教授、医師、弁護士、独立行政法人日本スポーツセンター代表、学校体育関係団体代表等を委員として、事故防止を図るための検討委員会を重ねてきました。

平成28年12月27日には、第1回検討委員会が開催され、全国・近畿・本県における体育・スポーツ活動中の事故の現状、本県における事故防止の取組、学校・教員が負う安全配慮義務、ヒヤリハット事例等について、協議・検討がされました。平成29年2月21日には、第2回検討委員会において、第1回検討委員会で交わされた意見を基に、体育・スポーツ活動中の事故防止を図るための資料の骨子案を検討しました。平成29年3月28日には、第3回（最終）検討委員会で本冊子「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために」をとりまとめたところです。

本冊子は、3回の検討委員会での協議・検討内容を集約するとともに、平成24年7月に文部科学省の「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」から報告された「学校における体育活動中の事故防止について」の中から事故防止に係る内容を引用・加筆し、各学校の安全対策の参考となるよう構成しています。

各学校においては、本冊子を現在実施している安全対策の再点検のきっかけとして活用していただくとともに、今後の学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止に繋げていただきますようお願いします。

学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会
委員長 笠次 良爾（国立大学法人奈良教育大学 教授）

学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会

【委員名簿】

(敬称略)

氏名	所属	役職
笠次 良爾	国立大学法人 奈良教育大学	教授(医師)
辻井 啓之	国立大学法人奈良教育大学保健センター 奈良県教育委員会	教授・センター長 学校保健技師(医師)
真木 祥浩	独立行政法人日本スポーツ振興 センター学校安全部大阪業務推進課	課長補佐
片山 賢志	川崎法律事務所	弁護士
近藤 憲司	奈良県小学校体育研究会 大和郡山市立片桐小学校	会長 校長
鈴木 俊司	奈良県中学校保健体育研究会 宇陀市立榛原中学校	会長 校長
木村 孝之	奈良県高等学校等保健体育学会 奈良県立添上高等学校	会長 校長
佐伯 衛	奈良県中学校体育連盟 生駒市立上中学校	会長 校長
柴田 秀治	奈良県高等学校体育連盟 奈良県立大和広陵高等学校	会長 校長
川上 孝範	奈良県地域振興部教育振興課	課長
吉田 浩一	奈良県教育委員会事務局保健体育課	課長

【事務局】

高谷 直秀	奈良県教育委員会事務局保健体育課	課長補佐
濱中 誠	奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係	係長
岡田 禎之	奈良県教育委員会事務局保健体育課 健康・安全教育係	係長
水谷 雅美	奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係	指導主事
村井 篤史	奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係	指導主事
川嶋 智史	奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係	指導主事
小角 康夫	奈良県教育委員会事務局保健体育課 健康・安全教育係	指導主事

(平成29年3月現在)